

雇児発 0406 第 4 号

平成 23 年 4 月 6 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

(公 印 省 略)

平成 23 年東日本大震災に伴う雇用均等特別相談窓口
の開設について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した今般の東日本大震災については、甚大な被害をもたらすとともに、産業活動への影響も深刻かつ広範なものとなっている。

こうした中、労働者からの解雇等に係る都道府県労働局窓口への相談も増加しており、産前産後休業及び育児休業等を理由とする解雇その他不利益取扱いや、性別を理由とする解雇その他差別的取扱いに係る相談、母性健康管理に係る相談等の増加が懸念されるどころ、これへの適切な対応を図ることが喫緊の課題となっている。

このため、雇用均等行政としては、被災地域等の都道府県労働局雇用均等室において、雇用均等特別相談窓口を開設することとしたので、労働者や事業主等からの相談に対するよりの確な対応に遺漏なきを期されたい。